

令和5年度田辺市地域おこし協力隊募集要項

〔令和6年度採用〕

1 地域おこし協力隊制度について

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材（都市住民）を隊員として委嘱するもので、一定期間以上地域に居住して、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図り、地域力の維持・強化を図ることを目的とした国の制度です。

2 今回募集する隊員の活動内容

（1）次の事業に地域おこし協力隊を派遣し、地域協力活動を行います。

ア 新庄地域における海を活用した新たな地域資源の創出・発信事業

（主に水産業分野の活動です。）

事業内容	新庄地域の漁業等体験交流施設を活用した、海の魅力を発信するブルーツーリズムを推進することで、漁業や観光業等と連携した新たな地域資源の創出や漁業後継者の育成をはじめ、新たな漁業者の確保を図り、漁業・漁村の活力向上を目指す取組です。
派遣先団体	新庄漁業協同組合（田辺市新庄地域で魚介類の養殖や養殖筏を利用した釣り場事業の経営、漁場の管理等を行っている団体です。）
活動内容	漁業等体験交流施設を活用した海の魅力を発信するブルーツーリズムの推進 地元保育園や小中学校と連携した漁業体験等の取組 各種大学の学生と連携した新たな事業の創出 養殖した魚介類の販売促進に向けた取組 など
活動地域	新庄地域

イ 地域おこし協力隊と取り組む地域づくりの継承と活性化事業

（主に農業分野の活動です。）

事業内容	株式会社秋津野が取り組んでいる持続可能な地域づくりを目指した都市農村交流による地域活性化事業について、地域おこし協力隊の地域としての新しい視野や視点の発想を取り入れることで、地域が抱える課題を解決していくとともに事業の継承と更なる活性化を目指す取組です。
派遣先団体	株式会社秋津野（旧上秋津小学校木造校舎の景観を活かした「秋津野ガルテン」を運営するなど、上秋津地域において持続可能な地域づくり活動を行っている団体です。）
活動内容	都市農村交流施設「秋津野ガルテン」での業務 社会人ワークホリデー需要の拡大と受入れサポート 地域づくり学校の運営サポート 地域農家や農園事業部での援農 など
活動地域	上秋津地域

（2）その他、地域内イベント、地域行事への参画・補助等の地域行事活動を行っていただきます。

3 募集人数

田辺市地域おこし協力隊 隊員 2 名 ※各事業 1 名ずつ

4 応募資格

次のすべての項目に該当する方を対象とします。

- (1) 3 大都市圏をはじめとする都市地域等から生活拠点を田辺市内へ移し、住民票を田辺市内に異動することができる方
 - ※ 3 大都市圏をはじめとする都市地域…条件不利地域（過疎法、山村振興法、離島振興法等の指定地域）以外の地域に住んでいる方が対象
 - ※ ご自身の住民登録地について、該当するかどうか不明な場合はお問い合わせください。
- (2) 地域の活性化に深い知識と熱意を有し、積極的に活動できる方
- (3) 心身ともに健康で、地域になじむ意思を有し、地域住民と協力しながら誠実に活動を遂行できる方
- (4) 普通自動車運転免許を有し、実際に運転ができる方（日常生活を送る上で自動車が必要です。持込みされることを強くお勧めします。）
- (5) パソコン（メール送受信、Excel、Word など）の一般的な操作ができる方
- (6) 活動期間終了後に田辺市において起業又は就業し、本市にとどまる意思のある方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (8) 活動に際して、市の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方

5 任用形態及び活動期間

- (1) 田辺市の会計年度任用職員として任用します。
- (2) 任用期間は令和 6 年 4 月 1 日以降の任用した日から同一年度の年度末までです。
 - ア 任用の開始時期は、派遣先団体及び任用内定者と協議の上決定します。
 - イ 任用期間は、活動実績等を踏まえて年度毎に更新し最長 3 年間まで延長する場合がありますが、期間の延長については、市で判断させていただきます。隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

6 活動（勤務）時間・休日

（１）派遣先団体と調整の上、週５日（週35時間）での活動となります。

※休日は、派遣先の団体によって曜日が異なります。

※休日に出勤した場合は振替対応を原則とします。

（２）活動時間

新庄漁業協同組合：８時00分から16時00分まで（※休憩１時間を含む）

株式会社秋津野：８時00分から17時00分まで（※休憩２時間を含む）

※活動時間以外で業務に支障がなければ、兼業が可能です。

（３）休暇は、「田辺市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に基づき取得することができます。ただし、産前産後又は育児のために地域協力活動を中断する期間は最長１年間です。

7 報酬

月額１６７，０００円

※報酬から社会保険料等を控除します。

※期末手当は市の規定により支給します。

※時間外手当、退職手当等の各種手当の支給はありません。

※報酬は、令和６年度予算成立が前提となりますので、今後、内容等に変更が生じる場合があります。

8 待遇及び福利厚生

（１）市で健康保険・厚生年金・雇用保険の社会保険に加入します。

（２）着任地域での住居については、派遣先団体にて用意し、家賃は３０，０００円を上限に市が負担します。ただし、賃貸借契約に係る仲介手数料（家賃の１か月分）は個人の負担となります。

（３）着任準備に要する経費（引越し費用、生活備品等）、光熱水費などの生活に係る経費、自治会費等は個人の負担となります。

（４）研修参加に伴う参加費及び旅費並びに活動用車両及び燃料費等で隊員としての活動に必要な経費は報酬とは別に市の予算の範囲内で、派遣先団体と調整の上、対応します。

9 応募方法

指定の応募用紙に必要事項を記入の上、郵送または持参してください。なお、提出された書類は返却しません。

（１）受付期間 令和５年10月２日（月）から令和５年11月30日（木）17時まで（必着）

（２）提出書類

ア 田辺市地域おこし協力隊応募用紙

イ 住民票の写し（原本・受付開始日以降のもの）

ウ 普通自動車運転免許証のコピー（表・裏）

（３）提出方法

（２）のＡ～ウの書類を以下の提出先に郵送または持参してください。

【提出先】〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町１番地

田辺市企画部たなべ営業室 地域おこし協力隊担当 宛て

10 選考方法

(1) 一次選考〔書類選考〕

資格要件（住民登録地の確認）、書類内容を本市で審査し、書類選考結果を令和5年12月8日（金）までに応募者全員に通知します。

※応募者多数の場合は一次選考において、書類審査により、二次選考受験者を選定させていただきます。

(2) 二次選考〔面談（地域とのマッチング）〕

一次選考合格者を対象に、派遣先団体との面談（地域とのマッチング）、行政担当者による説明などを行います。なお、全ての派遣先団体と面談していただくことが可能です。

＜選考日＞令和5年12月17日（日）（予定）

＜会 場＞田辺市役所（和歌山県田辺市新屋敷町1番地）

※二次選考のために必要な交通費等は個人の負担となります。

※詳細については、一次選考合格者にご案内します。

(3) 二次選考（最終選考）結果の報告

最終結果報告は、最終面接受験者に通知します。

任用内定後、派遣先団体との顔合わせや住居の確認などを経て、令和6年4月1日以降の着任となります。

※着任時期については、派遣先団体及び任用内定者との協議により、令和6年3月末までの間で調整させていただくことが可能です。

11 その他

(1) 応募のために必要な費用（郵送料等）は個人の負担となります。

(2) 募集要項、田辺市地域おこし協力隊応募用紙の様式などの情報は、田辺市ホームページからダウンロードできます。

12 問い合わせ先

○本事業の全般に関すること

田辺市企画部たなべ営業室 地域おこし協力隊担当 丹田、玉置 〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地 Tel：0739-33-7714（室直通）／ Fax：0739-22-5310（代表） E-mail：tanabe.eigyoku@city.tanabe.lg.jp

※土日祝日及び開庁時間（8:30～17:15）外のお問い合わせは、メールまたはFAXにてお受けします。

※活動地域の下見等を希望される方はご相談ください。